

令和8年度 いろはさくら学園・志木市立志木小学校 学校経営方針

I 学校経営方針の全体像

1 いろはさくら学園

(1) いろはさくら学園教育目標

「文武両道」

「文」：自分の考えに基づいて、それぞれの目標達成のために自律的に学び続ける児童生徒を育成する。

「武」：心身ともに健康で、礼儀正しく自他尊重のコミュニケーションが取れる児童生徒を育成する。

(2) 目指す学園像

- ・児童生徒・保護者・地域社会から信頼される学園
- ・教職員同士が教育理念や実践を語り合うことのできる学園
- ・地域と学校が一緒になって児童生徒を育てていく学園

(3) 目指す児童生徒像

- ・主体的に考え、自律的に学ぶことができる児童生徒
- ・互いの良さを認め、高め合うことができる児童生徒
- ・礼儀正しく、心身ともに健康で逞しい児童生徒

(4) 目指す児童生徒像

- ・児童生徒にとっての最も身近な“大人のモデル”として、常に「率先垂範」の意識を持つ教職員
- ・自らの学習観に固執しない姿勢を持ち研鑽を積むことができる教職員
- ・中学校区全体の児童生徒に目を向け、一人一人の良さを発見、再確認できる教職員
- ・校舎を越えて互いに切磋琢磨し合える教職員

2 志木小学校

(1) 学校家庭地域目標

- 明るくあいさつのできる子
- 思いやりのある子
- 地域を大切にする子
- 意欲的に学ぶ子

(2) 目指す学校像

元気・生き生き輝く学校

～意欲的に学び・あいさつ・思いやりを育む教育活動～

(3) 目指す児童像

自立した学習者

- ・主体的に学び、互いに高め合う児童
- ・自分から、さわやかなあいさつができる児童

(4) 目指す教師像

自燃・自走する教職員

- ・個々の子供の学びを最大限に引き出す教師
- ・保護者・地域に信頼される教師

(5) 目指す授業像

児童が主体となる授業

- ・児童が、自己調整しながら自ら学びを深める授業
- ・児童が、学び方を学ぶ授業

II 本年度の重点目標 (5つの柱)

- 1 個別最適な学びを実現する授業改善 (AI等の効果的な活用、協働的な学び)
- 2 豊かな心、健やかな体の育成(道徳教育の推進、体力の向上)
- 3 自立する力の育成(キャリア教育、小中一貫教育)
- 4 多様なニーズに対応した教育の推進(特別支援教育、教育相談)
- 5 家庭・地域と連携・協働した教育の推進

1 個別最適な学びを実現する授業改善

- (1) 音声分析による授業改善やAI等を使った教材準備の効率化
- (2) 授業力向上の工夫・改善
- (3) 児童が自分に合った学習形態の選択(自由進度学習)
- (4) 主体的な学び(自己調整)の育成
- (5) 読書活動の充実
- (6) 家庭学習の充実

2 豊かな心、健やかな体の育成

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 人権教育の推進
- (3) 積極的な生徒指導（教育相談との連携）
- (4) 体力向上の推進
- (5) 健康教育の推進

【学校保健】

- 睡眠教育の推進

【食育・学校給食】

【学校安全】

3 自立する力の育成

- (1) キャリア教育
 - 人間関係形成能力の育成
 - 情報活用能力の育成
 - 将来設計能力の育成
 - 意思決定能力の育成
- (2) 小中一貫教育（志木中学区）の推進

4 多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 教育相談の充実
- (3) 関係諸機関との連携

5 家庭・地域と連携・協働した教育の推進

- (1) 積極的な情報発信
- (2) 地域や関係諸機関との連携の強化
- (3) P T A、おやじの会、いろは遊学館・いろは遊学図書館、学校運営協議会

★学級経営を支える3つの基盤

- 1 潤いのある学級環境づくり
- 2 児童の安心・安全の確保と事故防止の徹底
- 3 信頼される教職員としての資質の向上

1 潤いのある学級環境づくり

- (1) 教育環境の整備・充実・活用
- (2) 掲示教育の充実
- (3) 言語環境の整備

2 児童の安全・安心の確保と事故防止の徹底

- (1) 安全・安心の確保
- (2) 事故防止の徹底

3 信頼される教職員としての資質の向上

- (1) 教職員倫理の確立
- (2) 教職員の資質の向上

★教職員のサービスに関する心得

1 教育公務員としての自覚

- (1) 法令の遵守
- (2) 厳正なサービス
- (3) 教職員の事故防止

2 説明責任を果たす

○県民・市民・保護者・児童等の学校に寄せる期待と信頼に応える。

3 情報公開に対応する

○全てが公開の対象となりうる。そのため、公開を前提に職務を遂行する。

4 危機管理

- (1) 児童の安全確保に対する「危機管理マニュアル」に基づく。
- (2) 窓口の一本化（教頭対応）

5 物品管理

- (1) 紛失、盗難防止の徹底
- (2) 公簿等の紛失・盗難は、職員自身が個人情報流出の「加害者」となる。
- (3) 机上进行整理整頓する。
- (4) 施錠の徹底 →手で確認する（特に、1階に教室のある学級は児童下校後確実に）

6 学校事故防止

7 保護者との連携・協力

8 電話の対応

